

1、基本理念及び運営方針

(1) 北区放課後子ども総合プラン事業運営に関する基本理念

子どもたちが地域の人たちや専任の指導員に見守られ、ふれ合いながら、安心して伸び伸びと放課後の時間を過ごせる活動場所（居場所）、生活の場を提供します。

(2) 運営方針

1. 放課後の子どもたちの自主的・創造的な活動の拠点

知的な能力・身体的能力・社会的適応力を高めることを大切にします。

2. 放課後の子どもたちの安全・安心な生活の拠点

子どもたちの身体とこころの健康の増進に努めます。

3. 地域の中で子ども達が健やかに育つ環境づくりの拠点

地域の人たちとのかかわりを持ち豊かな情操を育み、地域の一員であるという自覚を促します。

4. 学童クラブの子どもたちの、心の拠り所、安心して過ごせる生活の場

子どもの意見に耳を傾け、寄り添い支え合える人間関係を築く取組みを行います。

5. 一般登録と学童クラブ登録との一体的な運営

一般登録児童と学童クラブ登録児童が校庭や体育館で自由に遊び、垣根を超えた活動や異年齢交流ができるようにします。

2、運営管理計画

職員組織体制

北区放課後子ども総合プラン

3、利用日時

東京都北区放課後子ども総合プラン事業の業務委託（荒川放課後子ども総合プラン）の委託仕様書に基づき、利用日及び時間について、次の通り行った。

(1) 運営日時

①一般登録児童対応

学校授業日：放課後から午後 5 時まで（11 月～2 月は午後 4 時 30 分まで）

学校休業日：午前 9 時から午後 5 時まで（11 月～2 月は午後 4 時 30 分まで）

※昼食持参の場合、正午から午後 1 時の間は昼食を食べる場所を提供する。

※運営時間は、学校行事等の都合上変更する場合がある。

②学童クラブ特例利用を利用する一般登録児童対応（土曜日育成を含む）

学校授業日：放課後から午後 5 時 30 分まで

学校休業日：午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

※昼食持参のため正午から午後 1 時の間も育成する。

※運営時間は、学校行事等の都合上変更する場合がある。

③学童クラブ登録待機児童の特例利用を利用する一般登録児童対応

学校授業日：放課後から午後 5 時 30 分まで

学校休業日：午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

※昼食持参のため正午から午後 1 時の間も育成する。

※運営時間は、学校行事等の都合上変更する場合がある。

(2) 休業日

日曜日、祝日、休日、年末年始（12/29～1/3）

ただし、学校行事等の都合上休業日を変更する場合があります。